

病床転換助成事業交付金交付要綱

(平成 21 年 2 月 16 日付け 20 長福第 471 号社会部長通知)

【一次改正】(平成 26 年 2 月 27 日付け 25 健長介第 622 号健康福祉部長通知)

【二次改正】(平成 30 年 8 月 1 日付け 30 介第 237 号健康福祉部長通知)

【三次改正】(令和 4 年 2 月 16 日付け 3 介第 805 号健康福祉部長通知)

【四次改正】(令和 8 年 6 月 4 日付け 8 介第 240 号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）附則第 2 条の規定による病床転換助成事業を行うため、予算の範囲内で病床転換助成事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、法及び補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 交付金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条第 2 項に規定する医療法人
- (2) 医療法第 7 条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 医療法第 8 条第 1 項の規定により診療所の開設の届出をした者

(対象となる病床)

第 3 交付金の交付の対象となる病床は、交付申請の初年度において使用許可を得ている次に掲げる病床（以下「療養病床等」という。）とする。

- (1) 医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床
- (2) 医療法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床

(交付対象事業)

第 4 交付金の交付の対象となる事業は、第 2 に掲げる者が療養病床等から転換して次に掲げる施設を整備する事業（以下「病床転換事業」という。）とする。

- (1) 介護医療院
- (2) 介護老人保健施設
- (3) ケアハウス
- (4) 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1 人当たりの居室の床面積が概ね 13 m²以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第 3 段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 複合型サービス事業所
- (10) 生活支援ハウス（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づくものに限る。）
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条の規定により登録さ

れている賃貸住宅

2 年度をまたがる病床転換事業については、各年度の当該転換事業に要した費用額に相当する交付金を交付するものとする。

(交付金の対象除外)

第5 次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他事業に要する費用として相当とは認められないもの

(交付額の算定方法)

第6 交付金の交付額は、次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める内容で行う整備について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 整備区分	2 整備内容	3 基準額	4 対象経費
改修	療養病床等を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等）で整備を伴うもの。	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,200千円を乗じて得た額（年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額	事業の対象となる法附則第2条の規定による病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助金等）において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる費用を含む。
改築	療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備するもの。	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり3,000千円を乗じて得た額（年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額	事業の対象となる法附則第2条の規定による病床の転換のための施設の改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助金等）において別途補助対象

			とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。
創設	療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備するもの。	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり2,400千円を乗じて得た額（年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額	事業の対象となる法附則第2条による病床の転換のための施設の創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。

（交付の条件）

第7 次に掲げる事項は、交付金の交付の条件とする。

- (1) 病床転換事業に要する経費の配分の変更（事業費総額の20%以内の変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (2) 病床転換事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
 - ア 整備区分
 - イ 設置場所
 - ウ 建物の規模若しくは構造
- (3) 病床転換事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。以下同じ。）しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (4) 病床転換事業が予定の期間内に完了しない場合又は病床転換事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 病床転換事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがあること。
- (7) 病床転換事業により取得し、又は効用の増加した財産については、病床転換事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 病床転換事業を実施する者が地方公共団体である場合にあっては、別に定める様式により交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、事業完了の日（事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (9) 病床転換事業を実施する者が地方公共団体以外の場合は、交付金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこと。
- (11) 病床転換事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) 病床転換事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別に定める様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに知事に報告しなければならないこと。
- なお、病床転換事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (13) 交付金の交付と対象経費を重複して、国又は県の他の補助金等を受けてはならないこと。
- (14) 当該年度の12月末日現在の遂行状況を、翌月の15日までに知事に報告するものとする。

(交付申請)

- 第8 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、病床転換助成事業交付金交付申請書によるものとする。
- 2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更申請等)

- 第9 第7の規定による報告又は承認の申請は、別に定める書類を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 第10 規則第12条第1項に規定する実績報告書及び関係書類は、病床転換助成事業交付金事業実績報告書によるものとする。
- 2 前項の書類の提出期限は、事業の完了した日(病床転換事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受領した日とする。)から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の概算払)

- 第11 病床転換事業を実施する者がこの交付金の概算払を受けようとするときは、病床転換助成事業交付金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(補助金の精算払)

- 第12 病床転換事業を実施する者が事業完了後この交付金の精算払を受けようとするときは、病

床転換助成事業交付金精算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(財産処分等)

第 13 規則第 19 条第 1 項に規定する財産処分の承認申請は、病床転換助成事業財産処分承認申請書によるものとする。

(事前着手)

第 14 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに該当する場合には、病床転換助成事業指令前着手届を知事へ提出するものとする。

(申請書等の様式)

第 15 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の経由及び提出部数)

第 16 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄保健福祉事務所の長を経由するものとする。

2 前項の書類の提出部数は、正副 2 部とする。

附則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 26 年 2 月 3 日から適用する。
- 3 この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。
- 4 この要綱は、令和 4 年 2 月 16 日から適用する。
- 5 この要綱は、令和 8 年 4 月 8 日から適用する。